

史料紹介

福岡藩医(眼科)田原養柏 「公務手鑑并私用出方二」

Introduction of Historical Record

Yohaku TAWARA, Medical Doctor
(Ophthalmologist) of Fukuoka Domain

—*Konmu-Tekagami narabini Shiyu-Dekata 2*—

上園慶子 Keiko UEZONO

【解題】

「公務手鑑并私用出方二」(以下、「公務手鑑」と記す)は福岡市総合図書館が所蔵する郷土資料の一冊で、縦二五センチメートル、横十七・五センチメートル、墨付六五丁の和綴の縦帳である。表紙の下部中央に三×五センチメートル大の表面剥離が見られる。裏表紙の下部左側には「福岡市民図書館」^①と白字で書かれた三×五センチメートル大の青色ラベルが貼つてある。底面には「市民図書館蔵書」の黒色印が押され、背表紙下部に分類番号のラベルがある。福岡市総合図書館の前身の福岡市民図書館時代に所蔵されたと考えられるが、福岡市民図書館の蔵書となった経緯は不明である。表紙に「二」とあるが、「一」や以降の巻は現在のところ見つかっていない。3頁に示すように原本は漢数字「二」であるが、福岡市総合図書館の登録名はアラビア数字の「2」が用いられている。

内容は楮紙に表裏とも八行ずつ、片仮名・平仮名交りの和文で簡条書きに

記されている。抹消や修正が無く、筆跡が一定して最後まで変わらないこと、月日が必ずしも連続していないことから、後に記載された日々の記録の中から、将来参考になると思われる出来事を抜き書きしたものであり、用紙に反故紙が使われていないことから、保存用の備忘録としてまとめられたものと考えられる。さらに、巻末に上・下と明記された八行の記入枠が挟み込まれており、枠内に墨の跡が見られることより、この記入枠を下敷きにして六五丁を記入したものと思われる。また、最後の三、四丁の記載は極めて簡素化されているものが多い。

著者の田原貞一(九代養柏)は、江戸時代、筑前国表糟屋郡須恵村(現在の福岡県糟屋郡須恵町上須恵)で眼科を開業し、四代からは福岡藩の藩医を務めた田原家の九代で、天保四(一八三三)年二月、二八歳の時に福岡藩の藩医(御納戸組・眼科医)に採用されている。「公務手鑑」は彼が藩医として勤務した期間のうちでも比較的早期の、天保六年元旦から同十年四月十三日までの記録である。養柏はこの四年三ヵ月余りの期間のうち、最初の約六ヵ月間は福岡で勤務をしており、残りは江戸での勤務となっている。江戸の記述が長いのは、在府二年の後に、江戸での在勤が一〇年延長されたためである。次いで、少し内容を見ていく。

「公務手鑑」に記される「殿様」は第十一代福岡藩主黒田斉溥であり、「大殿様」は隠居して江戸に住んでいた第十代藩主黒田斉清を指す。福岡では、斉溥に対する定例の「伺(診療)」や秋月藩の前藩主やその家族の診療を行い、他の藩医たちとの「見立(診療)に関する勉強会」や「見立振舞(勉強会兼食事会)」に参加したことが記されている。また他に、得意な乗馬を生かして、遠乗が好きで、遠乗に随行する記述もいくつか見ることができる。江戸では、目の悪い斉清の「伺」のために、当初は赤坂溜池の中屋敷から霞が関の上屋敷に出勤していたが、天保八年二月、斉清が新築の青山御屋敷に転居すると、養柏は上屋敷から青山御屋敷に出勤している。斉溥が江戸へ参府している間は、斉溥と斉清の双方から呼び出され多忙であったことがうかがえる。

る。藩邸内での勤務の他、江戸詰の一ヵ月目からは江戸市中での開業を許されて江戸内外の人々の治療も行っている。また、藩主の私的空間である奥にも度々呼ばれて、藩主や夫人たちとともに、能や人形浄瑠璃を鑑賞し、食事や酒肴などを「頂戴」したことも記されている。勤務後には同役たちと「遊歩」や「一盃」を楽しむ日も多い。

福岡藩医の活動については記録が少なく、研究も乏しい状況であるため、実態がよく分かっていない。本史料は、天保六十年というやや限定的な年代ではあるが、田原養柏という一医師の活動を通して、福岡と江戸、それぞれの勤務地での藩医の活動状況をうかがい知ることができる貴重な記録である。

さらに、田原家は御納戸組の眼科医として、江戸時代後期には、福岡と江戸で一人ずつ勤務する体制をとっていた。特に天保三年以降養卜が三年と養柏がそれに続いて十五年、連続十八年間に亘って、江戸において活動しており、それが、田原流は「天保年度、日本四大眼科の一つ」に数えられ、「中でも九代養柏は最も有名で、最も手術に長けていたと称される」^②評価に繋がったと考えられる。須恵町立歴史民俗資料館に保管されている田原家の診療記録「眼目療治帳」は、江戸で年間千六百人余りの診療を行ったこと、筑前国須恵村には筑前国内からの多数の患者の他に、遠くは松前（北海道）も含めて、全国各地から年間千人あるいはそれ以上の患者が治療に訪れたことを示しており、その評価を裏付ける。

田原家および養柏の福岡における活動については、すでに別稿に詳述している^③。そちらをご参照いただきたい。

【注】

- (1) 福岡市民図書館は昭和五十一（一九七六）年五月に開館したが、施設の老朽化に伴って閉館し、平成八（一九九六）年六月に福岡市総合

図書館が開館した。

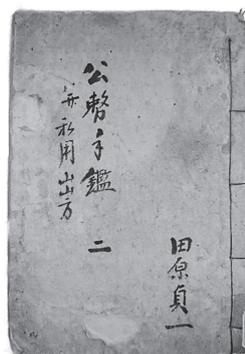
- (2) 小川剣三郎『稿本日本眼科学史 全』（吐鳳堂書店、一九〇四年）
 (3) 上園慶子「藩医の世界―田原家九代養柏を素材にして―福岡編」
 『市史研究ふくおか』十六号、福岡市、二〇二二年）

【凡例】

- ・漢字は常用漢字を用いた。ただし、人名・地名については原文のままとした。
- ・漢数字、「ㇿ」（より）、「ㇾ」（しめ）は原文の通りとした。
- ・変体仮名は基本的に平仮名に改めたが、「之」（の）、「而」（て）は原文のままとした。
- ・畳字（繰り返し記号）は、漢字は「々」、平仮名は「ゝ」、片仮名は「ゝ」で示した。
- ・平出・欠字については追い込んだ。
- ・適宜、読点（、）および並列点（・）を付した。
- ・誤字、脱字、衍字は原文のまま掲載し、（ ）、（ 脱カ）、（ママ）と傍注を付した。

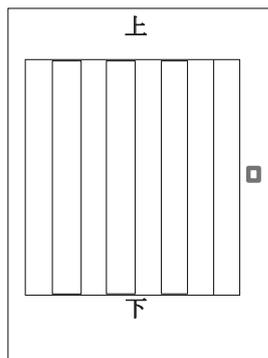
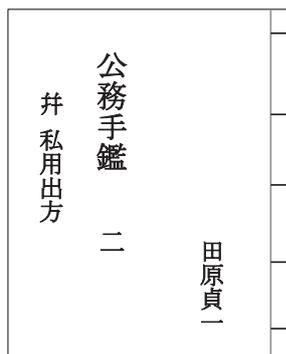
【謝辞】

本稿の作成にあたっては、福岡市史編さん室の八嶋義之氏に大変お世話になりました。ここに記して心から感謝の意を表します。



(表紙)

(巻末に挟み込まれている紙)



〔本文〕

天保六年未年

- 一、元旦、御上御留主ニ而御座候間、御帳出方仕候而、年礼荒々相仕舞引取申候事
- 一、同月六日、年礼ニ罷出、今日不残相仕舞申候事
- 一、同月十五日、出殿、例之通松囃子拝見仕候而引取、岩瀬ニ参、仲繁方・見泰方・長崎屋・紙屋五平、其外段々参候、今夕ハ博多一宿致候事
- 一、正月十六日、御祝儀出方、御帳付恐悦申上引取申候事
- 一、同月廿六日、韶翁様依御召、秋月表え罷越候、今日及暮秋月え着致候事
- 一、同廿七日、出殿、甲斐守様御機嫌奉候而御下屋敷え罷出、韶翁様御目見被仰付候而引取申候、同日御家老・御中老・御納戸頭廻勤、旅宿え引取候処、以書状今日七ツ時、韶翁様・御姫様伺被仰付候条、出殿仕候様

申来、七ツ時出方仕、御二方様共奉伺候、同夕頂戴被仰付候、九ツ半過旅宿え引取申候事

一、廿八日、里獵御免被仰付候、朝六ツ時方出浮候而、夜五ツ時頃旅宿え引取、夫方獵為祝儀酒肴拵候而、秋月御納戸頭宛相招候事

一、正月廿九日、出方、御会席頂戴被仰付候、朔日ニは宿元え引取度段願出候処、右之通被仰付候

一、白羽二重一反・(霜泉等、異脱之)寿苔一箱・川茸一桶・きせる・たは粉入、雁・鴨四羽右、韶翁様方拝領

一、御包ノ内、糸箱・はし差二ツ・三徳・ふくさ右、栄姫様方拝領

一、御包ノ内、両袖・半切・手紙袋・御酒一桶五升入右、御部屋様方被下

一、二月朔日、四ツ時秋月出立、甘木ニ而昼相仕舞、暮六ツ時過宰府え参候、今夕日田屋え一宿致候而二日ニ引取申候、二日ニは村中ノ宇美迄出迎ニ参候、宿元ニ而酒・取肴出候而相祝申候、一族中ハ表座敷ニ而酒出候事

一、二月十五日、出殿、今日秋月同道之連中申合、大浜於釣伍亭ニ打寄申候、同夕浜口え泊り申候事

一、同十六日、浜口え釣伍亭主人其外、見泰・道慶参申候ニ付一盃出候処、妙見迄いづれも腰送りニ被参候ニ付、妙見ニ而酒宴ニ相成、七ツ過帰宅

一、同廿三日、香椎宮え遠乗御座候ニ付、六ツ半時新右衛門殿宅え参候様、源左衛門殿被仰付候由ニ而、頭衆方書状(到)至来仕候ニ付、同日出方致候、勿論早朝宿元方乗出、上ノ橋え参香椎往来仕、同日宿元え引取申候、暮六時帰宅致候事

一、三月朔日、出殿、養巴老方え養明改名之名開ニ而、養明えも参申候、同夕五ツ過帰宅

一、同三日、出殿、今日一手中申合、中ノ島ニ打寄申候、夫方一手中同道、

大浜釣伍亭へ参候、夜四ツ時過浜口へ帰申候、同夕浜口へ泊り申候事
一、三月六日、左ノ通頭衆を申来ル

貴老持馬之儀ニ付急ニ指向申談候儀御座候間、兩三日中可被罷出候、此段申入候、以上

三月五日

一、同七日、出方仕候処、専太夫殿を只今乗馬所持致候得共差出致不申候故、飼料も御渡ニ相成不申、右ニ付差出等致候ハ、飼料等も御渡ニ可相成候ニ付、如何共申出候哉相調子候様、御月番を頭衆迄被申渡候由樽御座候、然処先年を只今之通ニ而差出も仕不申、勿論飼料不被下候共、御用之節ハいつとても馬差上可申候旨頭衆へ申出候処、早速御月番正太夫殿へ被申出候処、右之通聞置ニ相成申候、飼料相願候得ハ手数も段々入候由ニ付、飼料不申請候処ニ申出候事

一、三月十三日、左ノ通頭衆を申来候

養卜倅

御療治方

田原養柏

当秋、養卜為交代江戸表へ被差越候事

右御月番を頭衆迄相達候様被仰付候由

一、三月十五日、出殿、口々引合頭衆へ御礼申上候、頭取衆へ当秋江戸表へ被差越候趣ヲも申上候、大奥頭分ニも同様申上候事

一、三月十八日、市右衛門殿初、御用勤・御納戸頭・御用聞・諸役人衆・中老・御家門、凡五拾騎余、此方迄御遠乗御座候、右ニ付私ニも御城内迄為御迎乗出申候、同日療用ハ相断申候事

一、四月朔日、出殿、引取、一手内二、三輩同道ニ而、中之島能芝居見物ニ参申候事

一、同七日、御番医連中を妙見ニ而見立御座候ニ付、昼頃を出浮申候、同夕泊り申候事

一、四月八日、一手中を見立ニ付滞留、能芝居見物、暮方を川畑伊勢屋ニ而打寄申候、同夕泊り候而九日早朝ニ致帰宅候事

一、同十五日、出方、今日至而無事

一、同十八日、殿様箱崎へ御泊座、此度御家督ニ相成初之御下国故、一手中箱崎御茶屋ニ而御目見被仰付候、十徳着用

一、同十九日、六ツ時御供揃ニ而、四ツ時御帰城ニ相成、御目通ニ罷出、表御帳付頭取え恐悦申上、江戸着之一手内ニ地払之一手中申合祝儀ニ参候事

一、四月廿日、今日伺被仰付候、御本丸御社参、五ツ半過御供揃ニ而御出ニ相成り申候、伺ハ御社参前被仰付候、江戸行事御匙衆へ申談引取申候

一、同廿五日、七ツ半時御供揃ニ而長崎へ御発駕之由ニ付、廿四日昼過を浜口迄参候処、間次を延り之由申来候ニ付引取申候事

一、四月廿七日、弥御発駕被為遊候ニ付、廿六日暮前を浜口迄参、廿七日御発駕前伺被仰付候事

一、五月朔日、出方仕候、今日一手中手許へ参申候、毛利釣倍町人同道ニ而被参候事

一、同節句、出殿仕候、長崎御留主ニ付御帳付、御城内一族当日祝儀ニ参申候事

一、同月九日、長崎を御帰城ニ相成申候ニ付出方仕候、今日鷹取家ニ而見立振舞御座候事

一、五月十二日、八ツ時過左之通申来候事

明十三日御馬拜見被仰付候ニ付、九ツ時迄ニ掛御出方可有之候、尤限たる病用有之候得は御出方ニ及不申候得共、少々之儀ハ指替候而御出方可被成候、九ツ時之御馬場之筈ニ御座候条、其御心得ニ而御出方可被成候、以上

頭取当番を

一、五月十三日、出方、御馬拜見仕候、今日御家老衆・御用勤・御納戸頭

迄、御居間ニ而頂戴御座候

右ニ付給仕役被仰付候、夜五ッ過引取申候、今日蜜献上仕候、大奥ニ而内分ニ而縞金巾一反・御菓子頂戴被仰付候、頭取当番え御礼申候事

一、同月十五日、出殿奉伺候、今日木山方見立振舞御座候事

一、同廿一日、左之通頭取当番方申来

貴老事御用之儀御座候ニ付、廿一日、廿三日間御出方可有之候、以上

一、右ニ付廿三日出殿奉伺候、御眼氣少々御不同、御血筋御座候ニ付、洗印御薬御用被為遊候様申上候、御乗馬ニ而八ッ時方又々被下之馬乗出申候、暮方方御居間ニ而御膳頂戴、其上団扇六本家内え拝領被仰付候、夜九ッ過引取申候、今夕一宿致候事

一、五月晦日、御家督被為濟候ニ付御目見え被仰付候、出方致候事

一、六月朔日、出殿奉伺候事

一、同三日、今津御漁御供被仰付候、往来御馬上、私ニも馬上御供仕候、今夕御意ニ而御殿え泊り、四日四ッ時迄相詰申候、御菓子一包拝領仕候事

一、同四日夕、頭取衆方左之通申来

大奥女中ニ眼病人御座候条、明五日出方可有之候、此段御懸合申置候様被仰付候、以上

一、^{ツキ}五日、出殿奉伺候、今日左之通拝領仕候、団扇三・巾着一・盃一・御菓子一包

一、六月六日、外記殿方御案内御座候条、同家え罷出候事

一、同九日、山笠御覽被為遊候ニ付御供被仰付候、御覽後箱崎迄御遠乗、箱崎方相引取ニ石堂口迄御供、夫方引取申候事

一、六月十四日、出殿、左之通願差出候事

私儀、江戸為詰方罷越候ニ付、一族津田武右衛門弟甚十郎へ差添遣度旨ニ付召連申度候、此段御聞置被成可被為下候、以上

六月十四日

私儀、此節江戸為詰方被差越候ニ付、御借船御渡被成候儀ニ御座候

ハ、右船代拜受仕、自分中国罷越度候、尤天氣模様次第二而ハ、舟路罷越候儀も可有御座候、此段宜御執成奉願候

六月十四日

私儀、此節江戸詰方為交代被差越候ニ付、一族木山三郎助悴源助差添遣度旨ニ付召連申度候、此段宜御執成奉願候

六月十四日

一、六月十五日、出方奉伺候、今日ゆかた拝領仕候、右御礼頭取当番え申上候、十四日・十五日暇乞之廻務仕候事、

一、同廿二日、仕舞申出候処、御酒・御吸物頂戴被仰付候事

一、同廿三日、御謁被仰付候、口々方差立之書状請取、前日御機嫌伺も御免、今日御機嫌相伺候事

一、同廿三日、御帷子拝領仕申候

未ノ閏七月廿五日ヨリ江戸詰方中

一、閏七月廿五日、出方奉伺候、雲雀拝領之御祝儀出方も今日相仕舞申候、御構ニも同様恐悦申上候、十徳着用

一、同夕、天満宮構^講ニ而、仲崔御木屋ニ一手中打寄申候、夜五ッ過上屋敷方引取申候事

一、閏七月廿九日、出方奉伺候、正貞方え御用談御座候而、彦肅同道罷越、仲繁御木屋え参、道明御木屋え参、葉囉罷帰候事

一、八月朔日、出方、表御帳付奥ニも罷出候、而御前様御目見被仰付候、夫方御家老・頭衆・格式頭取・一手中廻務仕候、高田玄桂御用召ニ付、同方え一手中罷越申候事

一、同八日、出方奉伺候、療治道具入御覽候様ニ被仰付候事

一、同日、九ッ時方御上屋敷御祭ニ付出方、上之段ニ而頂戴被仰付候、手拭頂戴仕候、今日ハ格別頂戴ニ而、於御前遊芸等仕候、夜六ッ過大之機嫌

二而往来も歌共歌イ引取申候事

一、同月十日、頭取衆方急ニ面談致度候条参候様申来、罷出候処此節ハ町え罷越病用或ハ療治仕候処、一軒拵候而療治日相立広く療治仕候様被仰付候、具御請程能申上置候事

一、八月十五日、奥御月見ニ而七ッ過方罷出候、両御前様方御盃被下候、大御前様御盃三ッ程重ね、御前様御盃も同様頂戴仕候、其上芸被仰付候、高田三味線・鈴木歌・田原おとり申候事

一、同十七日、出方奉伺候、引取、酒井大膳太夫様之御家中病用ニ而罷越申候事

一、同十七日、昼過左之通り頭衆方申来ル

貴老儀、申談候御用之儀御座候条、明後十九日、出方可有之、以上

八月十七日

小河専太夫

水野頼母

田原養柏老

一、八月十九日、出方仕候処、頭衆方左之通被相達候

大殿様御仁惠之以思召、此度ハ他所之参り療治仕候様被仰付候、勿論人爲ニ相成候事故、専出精相務候様ニとの事御座候

右之趣ハ頭取当番菅利太夫殿之申上候而引取申候事

一、八月廿四日、出方奉伺候、今日無事

一、同廿五日、天満宮祭り座初会仕候、勿論先例之通、高田玄桂方ニ而会座仕候、七ッ前方同家之参申候、夜四ッ触候而上屋敷方引取申候事

一、八月廿七日、判形ニ而出方仕候、昼過道明同道、赤坂辺ニ而一盃給申候事

一、八月卅日、出方奉伺候、引取病用相仕舞候而、志満半ニ而、伊藤・中西定府・山添五郎作打寄一盃給申候、暮方引取申候

一、九月八日、出方奉伺候、今日無事

一、同九日、出方、御目見相濟御帷子拝領仕候、両御前様えも御目見被仰付

候而、栗飯頂戴被仰付候、引取、上屋敷廻勤仕候而罷帰申候

一、同月十三日、后之御月見ニ而御奥ニ而頂戴被仰付候ニ付、七ッ時方罷出候、夜中四ッ過罷帰申候事

一、九月十七日、出方奉伺候、今日御祭礼ニ而頂戴被仰付候、八過方罷出候而、上之段御庭ニ而頂戴仕候事

一、同月廿一日、大御前様清住丁御屋敷ニ御滞座ニ相成候、廿一日御帰ニ付、為御迎且御機嫌為何出方、六ッ時方溜池方罷出候而、終日御側之罷出頂戴等仕候、今日終日大雨ニ而御帰之節御供御免被仰付候条、清住丁方舟ニ而吉川屋迄参り駕籠ニ而引取申候、夜中五ッ過御門入仕候事

一、九月廿四日、出方奉伺候、今日無事

一、十月朔日、頭衆方左之通申来候事

先日被申出候金子之書付持参ニ而、明日専太夫御長屋之可被罷出候、以上

十月朔日

一、十月二日、専太夫殿御長屋之罷出候処、三島ニ而被盜取候金子書付候而、明日御出方可被有之候、御留主居迄公義御役人衆方右之段申参候由

ニ御座候事

一、同三日、出方、頭衆之金子書付差出候而引取申候事

同日権太夫殿着ニ付出迎ニ参候而、七ッ頃引取申候事

一、十月八日、出方奉伺候、今日無事

一、同月十七日、出方奉伺候、引取、御門外仕候、伊藤・山添同道ニ而泉岳寺辺之罷越候事

一、同月廿日、玄猪御祝儀出方、両御前様御例座ニ疊段摺上り餅頂戴、又摺下り座ニ付申候事、御前様方頂戴仕候、御年寄迄御礼申上候而、夜五ッ過引取申候事

一、同廿四日、出方奉伺候、今日至而無事

一、十月廿九日、大奥二人形被為召候、一手内拝見被仰付候、九ッ時方罷出

候、初段安達原、二段目布引瀧、三段目七はげ、早替り十五度斗も上下衣服とも替り申候、誠ニ驚目候事ニ而御座候、夜五ッ過引取申候事

一、十一月六日、両御前様伺被仰付候、十徳着用罷出候事

一、同八日、奉伺候、今朝御眼氣御宜被為在候様奉伺候事

一、十一月十七日、青山御屋敷え御出被為遊候ニ付、六ッ時御供揃故其心得

ニ而罷出候様、頭取衆方懸合御座候ニ付、右心得ニ而罷出候処、刻限延引ニ相成申候ニ付、頭取菅利太夫殿迄恐入申出候処、今日御歸殿之上相伺否申聞候様にとの事ニ御座候事

一、同十七日夕、左之通頭取当番申来候事

貴老今朝出方延引之處、御断申候而相濟候、明日出方可有之候、以上

一、十一月十八日、出方奉伺候事

一、同十九日、雁御拝領恐悅出方、寒入御機嫌伺表・奥共相仕舞申候、今日戸田新助殿左之通被相達候事

此以後六ッ前御出之節ハ、出方日ニ相成候共出方御免被仰付候、尤代日之出方ニ繰替と相成候様ニとの事ニ御座候

一、同廿四日、出方奉伺候、引取、寒見舞ニ廻勤仕候事

一、十一月廿九日、出方奉伺候、引取、月成様御供致、深川辺え見物ニ罷越申候事

一、十二月四日、左之通り頭衆方掛合御座候事

申談候儀御座候間、朝日朝後付間ニ出方可有之候、以上

小河専太夫

水野頼母

十二月四日

田原養柏老

一、十二月七日、出方致候、盗人一件之未申談御座候事

一、十二月八日、出方奉伺候、引取、速ニ御門外仕申候事

一、同十日、出方仕候、引取、月成様御供致候而、青山御屋鋪え罷出候事

一、同十七日、出方奉伺候、無事

一、同廿四日、出方奉伺候、引取、月成様御供致候而遊歩仕候事

一、十二月廿六日、小河専太夫殿迄伺事御座候而、御木屋え罷出候事

天保七申ノ年

一、元旦、御目見相濟、御帳恐悅も相仕舞、奥え參御両御前様御礼、御手のし頂戴、御酒・御吸物頂戴被仰付候事

一、正月八日、御出ニ付出方御免、尤代日出方之儀申来候事

一、同九日、前日為代日出方奉伺候、今日しはらく御咄被為遊候、一旦引取、昼八ッ頃方源様之御供致候而遊歩致候事

一、同月十七日、出方奉伺候、今日御眼氣悪敷被為在候事

一、同十九日、御前様方御鏡餅頂戴被仰付候ニ付、為御礼出方致、奥使迄御礼申上候、粟種今日差出候事

一、同廿四日、出方奉伺候、今日御眼氣御宜方ニ被為在候、恐悅之至ニ奉存候事

一、同廿七日、表於瀧ノ間ニ頂戴被仰付候、御膳・御吸物・一番肴・二番肴・御菓子、其外色々頂戴仕候、引取、一手内四、五輩鈴木御木屋え參申候事

一、正月廿九日、出方奉伺候事

一、二月八日、出方奉伺候、引取、御側四、五人同道ニ而、吉原見物ニ罷越申候事

一、同十七日、出方奉伺候、昼頃過方初午之頂戴、上之段ニ而御座候、夜五ッ前引取申候事

一、同廿日、判形ニ而出方仕候、今日両国辺ニ月成様御遊歩ニ付御供被仰付候ニ付罷出候処、急ニ御用之儀御座候条、早々罷出候様頭取衆方申来候、書状貞吉汐留迄持參申候、右ニ付早駕籠ニ而出方致申候、夜五ッ過

引取申候事

一、同廿四日、出方奉伺候、昼過ぎ順方ニ打寄申候、明廿五日之代日也、暮六ッ過引取申候

一、同廿五日、鶴拝領之御祝儀出方、奥ニも罷出、御年寄迄恐悦申上、四ッ過引取申候事

一、同廿日、出方奉伺候、引取之上、木挽丁芝居見物ニ罷出候事

一、三月節句、出方、御構ニも罷出候、両御前様御目見相濟候上、御酒・御吸もの、其外種々頂戴被仰付候事

一、同夕、文哉方御用会ニ参候而夜中五ッ半過御門入仕申候事
一、同七日、左之通頭取衆方申来ル

明八日六ッ半御供揃ニ而奥平様え被為入候 其心得ニ而御出方可有之候、以上

一、同月八日、出方奉伺候、引取候上、鱸同道ニ而遊歩致候事

一、同九日、差上候御洗葉之事ニ付出方致申候、御藥種御渡ニ相成申候、奉書一帖・ミの紙二帖・炭一俵、右御藥製方ニ御渡ニ相成申候、御藥請取方左之通

大殿様御洗葉御用

一、何品 一、何品 一、何品 一、何品

何程

田原養柏

三月九日 頭衆判申請ル

当名無之候、頭取衆ニ右書付下地見相濟、頭衆え差出、三月九日之処ニ御判請候而、又々頭取衆え右藥種書付差上置候得ハ殿村え被仰付候、殿村お藥種請取申候事

一、紙類申請候は左之通

覚

一、沓帖ハ 中奉書

一、式帖ハ ミの紙

一、沓俵ハ すみ

三月九日 名元なし

当名なし

一、三月十七日、出方奉伺候、今日は火事見舞ニ参申候

一、同廿二日、左之通頭衆方申来ル

貴老事、明廿三日内藤隼人正様方御達被成候儀御座候条、九ッ時御同人様御宅え被罷出候様只今御留主居え申来候、尤大野小弁次・守田専左衛門間同道ニ相成候、其心得ニて刻限無間違可被罷出候、此段相達候、以上

三月廿二日

尚以御留主居方差出候別紙ハ為念遣候、披見之上可被差返候、明朝小弁次・専左衛門殿え隼人正様御宅え出方之顔合等引合可被申候、以上

一、三月廿三日、守田守左衛門同道ニて罷出候処、去秋三島宿ニて被盜取候金子・品物・道具類、御渡ニ相成申候、今日毎事相濟申候事

一、同廿四日、出方奉伺候、引取候而御洗葉差上、四ッ半頃方遊歩致申候事

一、同廿九日、出方奉伺候、引取候而遊歩致申候事

一、四月八日、出方奉伺候、引取、月成様御供致候而遊船仕申候事

一、四月十七日、奉伺候、今日渡邊要藏殿方左之通内分ニ而被相頼候

近来御側女中御召抱ニ相成候条、多勢参申候故、一々目見候而しつ気有無、内分ニ而見分候様ニ御内分ニ而被仰付候趣被相達候事

一、四月廿四日、奉伺候、右之御達今日役目相濟申候事

一、四月廿日、奉伺候、今日も居残御咄申上候様被仰付候、ロカン石極上々相調子候而差出候様被仰付候ニ付、罷歸殿村え申遣候事

一、五月五日、出方奉伺候、御目見えも御座候、右相濟、大奥ニ而両御前様御目見の上ちまき頂戴被仰付候、今日廻務仕申候事

一、五月八日、出方奉伺候、今日ロカン石二十目相納申候事、代銀は殿村六

平え相渡ス、一斤ニ付二百目之分御用ニ相成申候事

一、五月十七日、伺出方不快ニ付引入申候事

一、六月五日、出勤奉伺候、此節不快模様段々御尋被為遊候ニ付、しはらく御咄申上候事

御咄申上候事

一、同八日、出方奉伺候、暑中御機嫌も奉伺候、御前様・大御前様暑中御機嫌も同様奉伺候事

一、六月十七日、出方奉伺候、病用少々相務申候事

一、同廿四日、出方奉伺候、仲崔同道芝浜ノ手遊歩致候事

一、同廿七日、頭衆ノ用事御座候趣ニ付罷出候処、三島宿一件之落着之事達御座候事

一、七月七日、出方奉伺候、奥ニも罷出候、両御前様御目見被仰付候事

一、七月八日、出方御免、亀井戸え御用船にて参詣仕候様被仰付候事

一、同十二日、八日代日出方奉伺候、近来御眼氣御宜奉伺候事

一、同十七日、出方奉伺候、今日ノ宝印御目薬差上申候、尤思召ニ而右御目薬ハ御用ニ相成申候頭取衆えも今日ノ御薬差上趣ハ申出候事

一、七月廿三日、朝頭取衆ノ左之通申来ル

貴老事御用之儀御座候ニ付、只今早々御出方可有之候、以上

七月廿三日

右ニ付早々罷出候処、御眼氣少々御悪敷被為在候趣ニ而伺被仰付候、今日しはらく御咄被為遊候事

一、同廿四日、例之通出方奉伺候、今日ハ御眼氣も御宜被為在候事

一、七月廿九日、出方奉伺候、今日無事

一、八月朔日、出方奉伺候、表御帳付御構ニも罷出候、今日御構ノ仲繁同道ニて遊歩致候事

一、同八日、奉伺候、出方後月成様御供ニ而所々遊歩仕申候事

一、同十三日、左之通頭取当番ノ申来ル

貴老急ニ御用之儀御座候条、只今早々御出方可有之候、以上

早速罷出候処、少々御眼氣悪敷被為思召候ニ付伺被仰付候、格別之御事

ニ而無御座候、御血筋御座候条、洗印御薬御用ニ相成候様申上候事

一、同十七日、出方奉伺候、無事

一、同廿四日、奉伺候、しはらく御咄とも申上候事、今日亀井戸え参申候

一、八月廿九日、奉伺候、引取、月成様御供ニ而遠乗仕申候、同夕植込ミ御屋敷迄罷出、四ッ過引取申候事

一、九月八日、奉伺候、引取、毛津井ニ立寄候而、鱸先生一盃給申候、八ッ頃ノ通ノ神明辺迄遊歩、中屋敷ニ毛津井・鱸参申候事

一、同九日、奉伺候、例之通御目見被仰付候、今日は御召古拝領仕候、御構ニ而両御前様御目見え頂戴も御座候事

一、九月十三日、御月見出方仕申候、夜中九ッ頃引取申候事

一、同十七日、奉伺候、今日御祭礼ニ付八ッ時頃ノ出方仕候様被仰付候事

一、同十九日、頭取衆ノ左之通り申来ル

御目端ニ御出来物被為在候ニ付伺被仰付候、早々罷出御伺可被成候、以上

一、九月十九日、右之通り申来候間罷出候而奉伺候、格別之御事共不奉伺候、彦肅ニ申合候事

一、同廿一日、昼過ニ出方奉伺、御出来物ニ御療治差上候、至而宜敷御座候

一、同廿三日、四ッ過左之通り頭取衆ノ申来ル

御用之儀御座候条、只今早々御出方可有之候、以上

一、同廿四日、出方奉伺候、無事

一、同廿五日、昼過奉伺候、御療治差上候筈之処、松平出雲守様御出ニ付、明廿六日昼過罷出候様被仰付候、引取、長野天神構ニ参り候事

一、同廿六日、頭取衆ノ左之通申来ル

早速罷出候処、御出来又々臙氣相見え申候、今日御療治差上申候、支度頂戴被仰付候、御礼頭取迄申上候而引取申候事

一、同廿四日、出方奉伺候、無事

一、同廿五日、昼過奉伺候、御療治差上候筈之処、松平出雲守様御出ニ付、明廿六日昼過罷出候様被仰付候、引取、長野天神構ニ参り候事

一、同廿六日、頭取衆ノ左之通申来ル

早速罷出候処、御出来又々臙氣相見え申候、今日御療治差上申候、支度頂戴被仰付候、御礼頭取迄申上候而引取申候事

一、同廿四日、出方奉伺候、無事

一、同廿五日、昼過奉伺候、御療治差上候筈之処、松平出雲守様御出ニ付、明廿六日昼過罷出候様被仰付候、引取、長野天神構ニ参り候事

一、同廿六日、頭取衆ノ左之通申来ル

早速罷出候処、御出来又々臙氣相見え申候、今日御療治差上申候、支度頂戴被仰付候、御礼頭取迄申上候而引取申候事

一、同廿四日、出方奉伺候、無事

一、同廿五日、昼過奉伺候、御療治差上候筈之処、松平出雲守様御出ニ付、明廿六日昼過罷出候様被仰付候、引取、長野天神構ニ参り候事

一、同廿六日、頭取衆ノ左之通申来ル

御驗御出来物御痛被為遊候ニ付、只今御出方可有之候、以上

- 一、九月廿六日、早々出方致奉伺候、御療治ヲも差上申候処、今日ハ御膿も余分ニ出申候事

- 一、十月朔日、出方、左之通願差出申候事

口上覚

私儀此許為詰方去未六月被指越候、来酉四月迄ニ而二十四ヶ月詰方相済申候、其節交代被仰付被為下候様御執成奉頼候、以上

田原養柏

十月

水野頼母様

小河専太夫様

○

- 一、十月朔日、玄猪ニ付七ツ頃方御奥え出方仕申候事

- 一、同八日、出方奉伺候、引取、月成様ニ罷出候而しはらく相咄、八ツ頃方宇田川町辺遊歩致候而引取申候事

- 一、十月十七日、出方奉伺候、今日無事

- 一、同廿四日、出方奉伺候、明日殿様御着府ニ相成候ニ付毎事引合申候事

- 一、同廿五日、六ツ時揃罷出候処、大殿様方被為召候ニ付御側ニ罷出候、

- 一、五ツ過殿様御着府、大溜り詰表御帳付、御両殿様恐悦申上、大奥ニて御四方様御揃被為遊、御目見え相済申候上ニ而御酒頂戴被仰付候事

- 一、同廿九日、出方、御両殿様奉伺候、殿様御眼気何さへ不被為替候様奉伺申候事

- 一、十一月三日、御上使御登城被為済候、御祝儀出方、大奥ニも恐悦申上候事、今日も大殿様伺被仰付候事

- 一、十一月八日、御両殿様奉伺候、引取、益順・春沢・道慶・瀬太夫手元ニ参而酒出居候処、左之通申来ル

急ニ御用之儀御座候条、只今早々御出方可有之候、以上

早速罷出候処、殿様奥ニ被為入候ニ付罷出候様被仰付候、罷出候処御側

ニ而頂戴被仰付、其上様々遊芸仕候様被仰付候、御四方様御揃ニ相成申候、尚庵・文哉・休英・養柏、右之面々出方、四ツ半頃引取申候事

- 一、十一月十一日、御奥ニ清元延寿太夫被為召候ニ付出方仕申候、夜中九ツ半過引取申候事

- 一、同十七日、出方奉伺候、引取、直ニ春沢御木屋ニ而終日相咄申候事

- 一、同廿四日、出方奉伺候、今日殿様御側ニ罷出御咄申上、奥ニ被為入候故御供、夜中九ツ時迄相詰申候事

- 一、十一月廿五日、奥平御隠居様被為入御馬御座候条、拜見ニ罷出候様被仰付候、四ツ過出方、七ツ過引取、直春沢天神構^{（講）}ニ御座候ニ付、同方之参り夜中四ツ過引取申候事

- 一、同卅日、出方奉伺候、引取、高田ニて一盃給候而神明辺遊歩致候事

- 一、十二月三日、寒中御機嫌奥御年寄迄、御前様・大御前様一同ニ奉伺候、表ハ御両殿様共同候ニ及不申候事

- 一、同八日、出方奉伺候、今日無事

- 一、同十四日、御両殿様御一同ニ御麻疹被為遊候ニ付、今日方詰切出方致申候、夜中九ツ時過引取申候事

- 一、同十五日、同様夜詰迄仕申候事

- 一、十二月十六日・十七日・十八日・十九日・廿日・廿一日・廿二日・廿三日・廿四日・廿五日迄昼夜詰切申候、廿六日方格日之伺被仰付候様頭取衆迄相願申候処、右之処御聞濟ニ相成申候事

- 一、右之詰中ハ昼夕二度之仕度被仰付候事

- 一、十二月廿五日、雁御拝領之御祝儀出方も相仕舞申候、表・奥同様之事ニ而御座候事

- 一、同廿六日、左之通り頭取衆方申来ル
御用儀御座候ニ付、早々御出方可被成候、以上

罷出候処御用多夜中九ツ過罷歸申候事

- 一、十二月廿七日、出方奉伺候、昼過る青木・三宅・毛津井同道、鶴月町三河屋え参り、又々上屋敷ニ罷越、夜中五ツ時帰宅致候事
- 一、十二月廿九日、出方奉伺候、一旦引取又々歳末御祝儀出方致申候事

天保八酉ノ年

- 一、元旦、出方例之通り、表奥共出方致申候事
- 一、同二日、出方奉伺候、引取、毛津井ニて一盃給申候事
- 一、同四日、出方奉伺候、殿様も同様奉伺申候事
- 一、正月六日、左之通申来ル

明七日大殿様年始之御目見え被仰付候ニ付、熨斗目十徳着用ニ而、五半揃御出方可有之候、以上

- 一、同七日、出方、御両殿様共奉伺候、御目見えも相済申候、今日一手中不残高田ニ打寄申候ニ付引取、直ニ同方ニ参申候、明八日出方日ニ相成申候へ共、今日奉伺候事故代日出方被仰候事

- 一、正月十一日、出方奉伺候、今日殿様諸士中ニ大広間ニ而御目渡被仰付候事

- 一、同十二日夜、左之通申来ル

明朝例之御伺刻限ニ御出方可有之候、以上

- 一、同十三日、出方奉伺候、昨夜御眼ニ御物之被為入候故、今日伺被仰付候事

- 一、正月十七日、出方奉伺候、今九ツ半御用召ニ而頭衆御木屋ニ而御示被仰付恐入申候、右ニ付恐入差控申出候処、其儀ニ及不申候段、市右衛門殿被仰聞候旨申来候事

- 一、同廿一日、御用召ニ而御留主中念入相勤申候段達御聴候旨、市右衛門殿於瀧間ニ被仰渡候事

- 一、同廿三日、出方奉伺候、頃日ハ至て御宜敷被為在候事
- 一、正月廿四日、御用召ニ而罷出候処五詰之越被仰付、勤之内年々五拾俵宛

被仰付候段、市右衛門殿被仰渡候事

- 一、同廿五日、御前様御袖詰御祝儀出方仕候、大ニ頂戴仕申候、御袖下拝領仕申候事

- 一、二月六日、御麻疹御祝ニ付出方仕候、今日御両殿様金子百疋被為下候、段々頂戴も被仰付候事

- 一、同七日、青山御出ニ付伺被仰付候ニ付出方仕候様、頭取衆被申達候事
- 一、同八日、出方奉伺候、今日左之通横折頭衆え差出申候事

私儀、大殿様青山御屋敷之御引移後、御上屋敷ニ而相応之御長屋御渡被為下度奉存候、然処是迄麻布ニ而手広之御長屋御渡被下置、御上屋敷ニ而追々療治人も罷越候儀ニ付、何卒御割渡之外手広之御長屋 御渡被為下候様、此段宜御執成奉頼候、以上

二月八日 田原養柏

水野頼母様

小河専大夫様

宮内十郎右衛門様

- 一、二月十一日、御狂言拝見ニ奥ニ出方仕申候、夜中四ツ過引取申候事

- 一、同十六日、大殿様青山御徙移(移徙)ニ付出方仕申候、御這入後殿様御徒然ニ付御上屋敷ニ速ニ出方仕候様頭取被申達候条、御上屋敷之出方仕、夜中四ツ頃帰り申候事

- 一、同十七日、青山ニ出方奉伺候、今日御間内拝見、奥ニも出方仕候、同断御間内拝見被仰付候、鱸方ニ而三宅・毛津井・長野・松岡・伊沢打寄、一盃給り申候而引取申候事

- 一、二月十九日、上屋敷出方奉伺候、御祝儀出方も同日仕申候事

- 一、同廿二日、上屋敷之出方、延寿・柳橋参り申候、夜中四ツ過罷帰申候事
- 一、同廿四日、青山出方奉伺候、引取、目黒ニ参詣致申候事

- 一、二月廿五日、当御屋敷ニ殿様被為入、私御木屋ニ被為入候而、急ニ被為召候ニ付罷出申候事

- 一、同廿六日、殿様被為入候ニ付五ツ頃方出方致申候、有馬様御父子様・徳太郎様伺被仰付候、夜五ツ頃迄詰方致申候事
 - 一、同廿八日、大殿様・大御前様御上屋敷ニ被為入候ニ付、一手中惣出方、暮六ツ頃引取、今朝殿様御眼氣奉伺候事
 - 一、二月廿九日、青山出方奉伺候、御外庭拝見仕候、尤彦肅同道ニ而御座候、引取、道育方ニ而弁当相仕舞罷歸申候、彦肅・玄桂、同道致申候事
 - 一、三月三日、上屋敷ニ出方、表・奥共恐悦申上候、於大奥ニ例之頂戴被仰付候、今日奥頭取ニ以後之節句出方如何ニ相心得可宜哉問合仕候処、左之通り被申聞候事
 - 一、青山ニ当日出方之者ハ青山御屋敷ニ出方、上屋敷出方ニ不及候、当前之出方ニ而無之候面々ハ、上屋敷ニ出方致候様ニとの事ニ御座候
 - 一、同七日、上屋敷ニ御祝儀出方、致引取上野ニ花見ニ参り申候事
 - 一、同八日、青山ニ出方致申候事
 - 一、同九日、殿様・御前様青山ニ御出ニ付、御先番ニ罷出候、狂言拝見、夜中四ツ過方引取申候事
 - 一、三月十六日、青山出方奉伺候、明十七日出方御免相願申候事
 - 一、同十八日、上屋敷ニ引越申候上頭衆ニ届ケ左之通
別紙之通御届申上候、以上
- 三月
- 私儀今日当御屋敷ニ引越申候、明日方他方薬取御門出入仕申候、此段御届申上候、以上
- 一、三月十九日、御祝儀出方仕申候事
 - 一、同廿二日、青山ニ殿様・御前様被為入候ニ付、御先番相務申候事
 - 一、同廿三日、頭分方被相達候御用之儀御座候ニ付出方致候様申来、出方仕候処御庭出方・御夜詰出方致候様被仰付候、同夕方御夜詰仕候事
 - 一、同廿四日、青山出方奉伺候、往来溜池御屋敷ニ立寄申候事
 - 一、三月廿五日、大殿様・大御前様被為入候ニ付出方、御側頂戴御座候事

- 一、同廿六日、奥ニ出方仕申候、頂戴御座候事
 - 一、同廿七日、御発駕ニ而出方、大奥ニ而頂戴御座候、昼過方狂言拝見仕申候事
 - 一、同廿八日、柳橋大奥ニ被為召候ニ付罷出申候事
 - 一、同廿九日、延寿大奥ニ被為召候ニ付罷出候事
 - 一、三月晦日、青山出方奉伺候、御前様今日方被為入五日之御滞座ニ相成申候事
 - 一、四月三日、青山ニ出方致申候事
 - 一、同五日、青山方御前様御歸殿ニ相成申候ニ付、奥ニ出方仕申候事
 - 一、同八日、青山出方奉伺候、引取、病用も相仕舞申候事
 - 一、卯月十二日、青山ニ出方仕候、御灸治之事ニ而御ヒ衆御用談仕申候事
 - 一、同十七日、青山出方奉伺候、今日無事
 - 一、同廿一日、大殿様被為入候ニ付出方、終日詰所之相詰申候、頂戴も御座候事
 - 一、同廿四日、出方奉伺候、無事
- 口上覚
- 私一族佐藤瀬太夫儀、病氣ニ付御中屋敷ニ是迄罷越申候得共、不快段々快御座候条、当時私方之同居仕度奉存候、此段宜御執成奉頼候、以上
- 頭当え
- 右五左衛門殿御聞濟、当日相濟申候
- 一、四月廿九日、青山出方奉伺候、頃日ハ御眼氣御宜相伺申候事
 - 一、五月五日、青山出方、今日御目見御座候、奥ニも罷出候事
 - 一、五月八日、出方奉伺候、今日無事
 - 一、同十日夕、左之通り申来候事
- 明十一日大殿様被為入候条、御上屋敷ニ而伺被仰付候、奥詰所ニ御出方可有之候、以上

- 一、同十一日、罷出奉伺候、御庭ニ被為入候ニ付御供申上候事
- 一、同十七日、出方奉伺候、引取、所々病用相仕舞申候事
- 一、五月廿四日、青山出方奉伺候事
- 一、同廿八日、御着府御祝儀ニ付青山ニ出方奉伺候、少々悪敷被為在候ニ付洗印御薬御用被為遊候様申上候事
- 一、同廿日、青山出方奉伺候、御眼氣御宜被為在候ニ付、御挽薬ハ御休薬被為遊候様申上候事

口上覚

私儀五詰之越被仰付、此元之被差置候間、於御国元ニ被下候御扶持

方米代銀、詰方中何卒於爰元ニ被為下候様、何分宜敷御執成奉頼

候、以上

田原養柏

五月

水野市太郎様

宮内十郎右衛門様

渡邊要藏様

- 一 六月八日、青山出方致申候
- 一 同十五日、御祭礼ニ而青山ニ出方致申候、夜中引取申候事
- 一 同十七日、青山出方致申候事
- 一 同廿日、暑中御機嫌ニ青山ニ出方、御屋敷内廻務仕申候
- 一、同廿四日、青山出方致申候
- 一、同廿九日、青山出方、御中屋敷ニ湯本氏同道立寄申候事
- 一、七月七日、当御屋敷奥ニ出方致申候事
- 一、同八日、青山ニ出方奉伺候申候事
- 一、同十二日、青山ニ出方仕候、少々御眼氣御悪敷被為在候事
- 一、同十五日、当御屋敷奥ニ出方仕申候事
- 一、同十七日、青山ニ出方奉伺申候、今日は御眼氣御宜被為在候事
- 一、同十八日、御祭礼ニ付昼過方青山ニ出方仕申候事

- 一、同廿二日、為伺早々罷出候様申来候、右ニ付昼過方出方仕申候事
- 一、同廿四日、青山ニ出方、例通奉伺申候事
- 一、七月晦日、例之通出方奉伺候、今夕は御眼氣御宜被為在候事
- 一、八月朔日、当御屋敷奥ニ出方、御目見被仰付候、頂戴は無御座候事
- 一、同八日、青山御屋敷ニ出方仕申候、引取ニ仲繁ニ鳥渡立寄、速ニ罷帰、母法事今日致執行申候事
- 一、同十五日、青山御屋敷ニ罷出申候、引取候上御月見ニ出方仕申候事
- 一、八月十六日、狂言拜見被仰付候ニ付出方、家内も被為召候ニ付罷出申候事

- 一、同十七日、青山ニ出方、引取候上湯本・内田・高田玄民同道致遊歩候事
- 一、同十九日、両御前様清住丁御出ニ付御先番ニ参り申候、引取、渡邊・吉永・葉山柳之助・鈴木同船ニ而五ッ過罷帰申候事

- 一、八月廿四日、青山御屋敷ニ出方仕、湯本同道ニ而引取申候事
- 一、同廿五日、大殿様当御屋敷ニ被為入候ニ付出方仕申候事
- 一、同廿日、青山御屋敷ニ出方仕申候、今日無事ニ而御座候事

- 一、九月二日、御大礼ニ付御物見ニ一手中御供申上、二条様初御大名様方之御行列拜見仕申候事

- 一、同三日、貫山着府ニ付品川迄彦肅同道ニ而参り申候事
- 一、同七日、大殿様御出ニ付出方仕申候事
- 一、同八日、青山出方奉伺候、同日無事
- 一、同九日、青山出方、呂御羽織拜領仕申候、奥ニも出方仕申候事
- 一、同十一日、大殿様・大御前様御出ニ付出方仕候事
- 一、九月十三日、二条様被為入候ニ付惣出方、熨斗目十徳着用ニ御座候事
- 一、同十七日、青山ニ出方致申候事
- 一、同十九日、御祭礼ニ付青山ニ出方、引取、速ニ奥御月見ニ出方仕申候事
- 一、同廿四日、為伺青山ニ出方仕申候、今日驚拜見仕候様被仰付申候事
- 一、九月廿九日、青山ニ出方、今日驚拜領被仰付候、御礼申上ル

- 一、十月五日、御前様青山御出ニ付御先番ニ罷越申候、御狂言御座候事
 - 一、同八日、例之通出方奉伺申候、無事
 - 一、同十七日、青山出方奉伺候、今日内田御木屋ニ立寄一盃給申候事
 - 一、同廿四日、青山出方、外ニ病用御座候ニ付、今日ハ速ニ引取申候事
 - 一、十月廿日、青山出方奉伺候、引取、所々病用廻務致引取申候事
 - 一、十一月八日、青山ニ出方仕申候、無事
 - 一、同十四日、青山ニ御祭礼御座候条出方仕候、夜中引取申候、彦肅・元栄同道仕候事
 - 一、同十七日、出方、引取、内田神事ニ付同家之一手打寄申候事
 - 一、十一月廿四日、出方、引取、病用相務申候事
 - 一、同廿九日、風邪ニ而引入、出方致不申候事
 - 一、十二月六日、出勤仕申候、引取、所々病用廻務仕申候事
 - 一、同九日、出方仕申候、少々御眼気悪敷候様奉伺候ニ付、速ニ道育方之罷越、御容体筋申合候事
 - 一、十二月十二日、出方仕候、今日殿様寒中御機嫌も奉伺候、御前様御機嫌も同様奉伺候事
 - 一、十二月十七日、出方仕申候、今日ハ御眼気も御平常ニ奉伺候事
 - 一、同廿四日、出方仕申候、無事
 - 一、同廿日、出方仕申候、少々風氣有之候、歳暮之出方ハ青山之ハ不罷出、御上屋敷ニ罷出候事
- 天保九戌戌正月
- 一、正月元日、青山出方、大殿様御目見相濟、奥ニ廻り大御前様於御対面所御手熨斗被仰付候、頂戴御座候事
 - 一、同二日、御上屋敷ニ出方、例之通御手熨斗被仰付候、御居間ニ而御目見之も御座候、頂戴も御座候事

- 一、正月八日、青山出方奉伺候事
- 一、同九日、大殿様御厄御祝儀ニ而惣出方致候、表・奥ニ而頂戴御座候事
- 一、同十七日、出方致候、今日少々御眼気御悪敷奉窺候事
- 一、同廿四日、出方仕候、今日ハ御眼気も御宜被為在候事
- 一、同廿九日、出方仕候、無事
- 一、二月四日、御祭礼ニ付罷出申候、頂戴御座候、夜中引取申候事
- 一、同七日、奥ニ病用御座候ニ付出方致、明八日出方前之処 御免相願申候、勿論今日伺被仰付候事
- 一、同十日、馬場大助様ニ罷出、青山ニ参り申候、今日昼過ニ御座候へ共御目通被仰付、伺も被仰付候事
- 一、二月十七日、青山出方、例之通引取、内田方ニ立寄申候事
- 一、同廿四日、出方奉伺候、今日も内田方ニ立寄り申候事
- 一、同廿日、例之通青山ニ出方仕候、内田方ニ立寄り申候事
- 一、三月三日、御上屋敷ニ罷出候、今日御目見被仰付、於御前頂戴被仰付候事
- 一、三月六日、大殿様・大御前様被為入候、今夕御滞留ニ相成申候事
- 一、同七日、御門跡様被為入候ニ付惣出方、狂言御座候ニ付拝見仕申候事
- 一、八日、今日迄御滞留被為遊候ニ付、伺は当御屋敷ニ而被仰付申候事
- 一、同十七日、青山出方、引取、所々病用廻務仕申候事
- 一、三月廿二日、両御前様清住丁ニ被為入、八幡ノ洲崎三十三間堂御参詣、仲町通又々清住丁ニ御這入被為遊候、延寿太夫罷出候、引取、江藤・松本同道船ニ而罷帰申候事
- 一、同廿四日、青山出方仕候、引取、井上様ニ罷出申候事
- 一、同廿八日之夕、左之通申来ル
- 貴老、明日出方前之処、大殿様明日御上屋敷ニ被為入候ニ付、伺ハ御屋敷ニ而被仰付候条出方ニ及不申候、此段申入候、以上
- 一、三月廿九日、御上屋敷奥ニ而伺被仰付候、今日終日御殿ニ詰申候事

- 一、四月八日、青山出方、御前様青山御屋敷ニ被為入候ニ付、今日ハ終日引取不申相詰申候、千駄ヶ谷御屋敷方仙寿院・植木屋金太郎・車屋ニも御出ニ相成、暮頃御屋敷ニ被為入候事
- 一、四月十七日、例之通り青山ニ出方仕候、引取ニ彦肅同道、仲繁御木屋ニ而屋敷相仕舞申候処、火事ニ而速ニ御上屋敷ニ引取申候、日本橋小田原丁辺方神田迄焼失致申候、委敷ハ不相記候
- 一、同廿一日、御中屋敷ニ両御前様被為入候ニ付、御先番ニ罷出申候、引取暮頃ニ相成申候処雨降申候事
- 一、同廿四日、青山出方仕候、引取、井上様ニ罷出申候事
- 一、四月卅日、青山行、今日ハ速ニ御上屋敷ニ引取申候事
- 一、閏四月四日、夜四ツ時頃方糺町出火、風烈シ速ニ出方仕、段々御道具取片付申候、夜明ニ相成弥御屋敷六ヶ敷相成申候条、御前様青山御屋敷ニ御立退被為遊候、斥御門方市兵衛町通ニ御出被為遊候、御供仕申候事
- 一、閏四月六日、御機嫌為伺惣出方仕申候、今日大殿様伺被仰付候事
- 一、同八日、出方前之処少々不気分ニ御座候条、出方御免之儀、高田玄桂出方ニ付、同人ニ相頼申候而頭取衆迄申出候事
- 一、同十二日、青山ニ出方仕申候、引取、井上様ニも罷出申候事
- 一、同十七日、例之通出方仕申候事
- 一、閏四月廿四日、例之通出方仕候、引取、病用廻務仕候事
- 一、同廿九日、例之通り出方仕候、井上様ニも罷出申候事
- 一、五月五日、青山出方、於御居間ニ御目見え被仰付候、奥は於御対面所ニ御目見え被仰付候事
- 一、同八日、例之通り出方仕候、今日御前様被為入候而御狂言御座候、一手中ニも拝見被仰付候事
- 一、同九日、昼過左之通頭取衆方申来ル
 貴老事御用之儀御座候条、早々御出方可被成候、以上
 相仕舞罷出候処、少々御眼氣御悪敷被為在候ニ付、洗印御用被為遊候様
- 申上候、尚彦肅・春沢ニも御容体申談候様被仰付候ニ付引取、春沢御木屋ニ立寄申談、彦肅方ニも参り申候得共留主ニ御座候条残書仕置候処、同夕私御木屋湯本被参候条、御用談相済申候事
- 一、五月十二日、青山ニ罷出奉伺候処、最早御眼氣御快被為在候ニ付、洗印御薬は御休薬被為遊候様申上候事
- 一、同十七日、出方奉伺候、今日無事
- 一、五月十九日、青山御屋敷ニ仙石様御医師被為召伺被仰付候ニ付、出方仕候様申来候ニ付出方仕申候事
- 一、同廿四日、青山出方方目黒ニ参詣仕申候事
- 一、同廿九日、青山ニ出方仕申候
- 一、六月八日、青山ニ出方、引取、病用廻勤仕申候事
- 一、六月十四日、山王御祭礼ニ付、大殿様・大御前様霞御屋敷ニ被為入候ニ付罷出申候、御物見ニ被為入候事、頂戴有之
- 一、同十五日、同様御物見ニ被為入候、六ツ時揃ニ而罷出候事
- 一、同十七日、青山出方、春沢御木屋ニ参候処、同人迄渡邊要蔵殿方尊御座候趣申聞候事、
 先代方詰方中表斗罷出、奥御目見えは出方仕居不申候処、大殿様ニハ矢張奥ニも出方仕候事と被思召上候処、出方仕不申候段御間被為遊、以来ハ表出方之節奥ニも罷出候様、不表立要蔵殿迄御咄被為遊候由、右ニ付十七日方奥ニ出方仕候事
- 一、六月十八日、霞奥ニも青山之通折々出方仕候様被仰聞候ニ付、十八日ニ出方仕候事
- 一、同廿四日、出方仕候事
- 一、同廿九日、出方仕候、引取、病用相勤申候事
- 一、七月七日、当御屋敷ニ罷出申候、手数は例之通ニ御座候事
- 一、同八日、青山御屋敷ニ罷出申候事
- 一、同十七日、出方仕候、引取、仲繁方ニ立寄申候事

- 一、七月廿四日、出方、引取、祥雲寺之拝礼ニ罷越申候事
 - 一、同廿九日、出方仕候、引取、所々病用勤申候事
 - 一、八朔、当御屋敷之罷出申候、例之通手数相仕舞申候事
 - 一、同八日、出方仕候、引取、牛込之方病用相勤申候事
 - 一、八月十五日、御月見、当御屋敷出方仕候事
 - 一、同十七日、青山出方仕候事
 - 一、同廿四日、出方仕候、少々御眼氣御不勝ニ被為在候事
 - 一、同廿九日、出方、引取、井上様ニも立寄申候事
 - 一、九月朔日、当御屋敷ニ出方仕候事
 - 一、九月節句、青山御屋敷之出方仕申候、手数例之通
 - 一、同十三日、後之御月見ニ付当御屋敷ニ罷出申候事
 - 一、同十七日、青山出方、引取、所々病用相勤申候
 - 一、同廿四日、青山出方、無事
 - 一、同廿九日、青山出方、目黒方遊歩致申候
 - 一、十月三日、急ニ御用御座候趣頭取衆より申来候ニ付、速ニ出方仕候事
 - 一、同八日、例之通出方仕候、無事
 - 一、同十七日、同断
 - 一、同廿四日、同断
 - 一、廿九日、同断
 - 一、十一月八日、青山出方
 - 一、同十七日、同断
 - 一、十一月廿四日、出方
 - 一、同廿九日、出方
 - 一、十二月八日、出方
 - 一、同十七日、出方
 - 一、同廿四日、出方
 - 一、同廿八日、出方
-
- 一、除夜ハ以来御上屋敷ニ罷出候様相成、尤元日も同様御上屋敷ニ罷出申候事
- 天保十亥年
- 一、元旦、殿様御札被為請候事、奥ニ而も例之通御目見え被仰付申候事
 - 一、同三日、青山出方、大殿様御目見え被仰付、奥ニも罷出申候事
 - 一、同八日、例之伺出方、引取、病用も相勤申候事
 - 一、正月十七日、出方仕候、引取、御中屋敷廻務仕候事
 - 一、同廿四日、出方例之通
 - 一、同廿九日、出方仕候、引取、病用も相勤申候事
 - 一、二月八日、出方例之通
 - 一、同十七日、出方
 - 一、同廿四日、出方
 - 一、同廿九日、出方無事
 - 一、三月節句、御上屋敷出方、奥御花見頂戴御座候事
 - 一、同八日、青山出方仕候事
 - 一、同十七日、同断
 - 一、同廿四日、同断
 - 一、同廿九日、同断
 - 一、四月朔日、殿様、御発駕被為遊候
 - 一、四月八日、出方仕候事
 - 一、同十二日、御前様青山御屋敷之被為人御滞留被為遊候ニ付、御機嫌為伺出方仕候事
 - 一、同十三日、御狂言ニ付昼頃方出方、夜中九ッ過罷歸申候事